

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380361

研究課題名(和文) 勤労者に対する所得保障政策の経済分析

研究課題名(英文) Economic Analysis of Income Security Programs for Workers

研究代表者

勇上 和史 (Yugami, Kazufumi)

神戸大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：90457036

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、最低賃金が世帯単位の貧困率に与える影響と、生活保護が保障する最低生活費の意図せざる上昇が稼働世代の就業率に及ぼす効果を検証した。その結果、最低賃金の上昇は、世帯単位でみた貧困率には何ら効果をもたないことが判明した。さらに、市町村合併で生じた最低生活費の外生的な上昇は、貧困に陥りやすい一部のグループの就業率を引き下げたことが示唆された。これらは、貧困問題という所得分配上の課題には、税制や社会保障といった所得再分配政策で対応する必要があること、その際には、勤労世代の就労インセンティブへの配慮が求められることを示唆している。

研究成果の概要(英文)：This research examines (1) the impact of minimum wages on poverty rates among households and (2) the effects of exogenous increase in the guarantee amount of Public Assistance benefits on employment in Japan. The results show that (1) the increase in minimum wages had no impacts on poverty rates, and (2) the exogenous increase in the guarantee amount of benefits caused by municipal amalgamations in the early 2000s lowered the employment rates for particular groups who are likely to form low-income households. These results suggest that the government should respond to the growing income disparities among working-age populations by boosting income redistribution functions of tax and/or social security policies, while considering work incentives.

研究分野：経済学, 経済政策

キーワード：政策評価 貧困問題 最低賃金 生活保護

### 1. 研究開始当初の背景

近年の低所得層の拡大に伴って、単身者を中心とした現役世代にも貧困世帯が出現し、勤労者の貧困レベルの増大が指摘されている。こうした変化を受けて、勤労者世帯の貧困を解消する施策として最低賃金制度の役割が注目されている。さらに2007年の最低賃金法の改正により、最低賃金の設定にあたっては生活保護の給付額を考慮されることとなり、最低賃金が域内の生活保護基準を下回る地域では最低賃金額の大幅な引き上げが続いている。

最低賃金制度を巡っては、最低賃金付近で働く労働者の属性や労働市場における価格規制が雇用に与える影響といった視点から、貧困対策としての有効性が検証されてきた。その結果、最低賃金の対象となる労働者が必ずしも貧困世帯に属していないこと、またその引き上げが雇用削減効果を持つことなどが明らかにされており、他国の知見とも一致する一方で、最低賃金の上昇が労働市場への影響を通じて最終的に年間所得に与える効果については、直接的な検証がなされていない。

他方、低所得者に対する所得保障政策としての生活保護制度については、低所得層の捕捉率や貧困削減効果に関する研究が蓄積される一方で、制度の主な対象が高齢者や傷病世帯、障害者世帯などの稼働能力のない世帯であるために、労働市場に及ぼす影響は分析されてこなかった。しかし、生活保護世帯には母子世帯やその他の稼働世帯が含まれること、さらに近年、生活保護基準と最低賃金制度との整合性が図られており、これらは低所得層の労働供給と労働需要の変動を通じて、稼働世帯の福祉受給や雇用に影響を与えると考えられる。

### 2. 研究の目的

本研究では、貧困対策の視点から、最低賃金制度が所得分布に及ぼす効果について分析するとともに、低所得の稼働世帯に着目することで、従来、独立して分析されてきた生活保護制度と最低賃金制度の関連とそれらが福祉受給と雇用に与える効果について検証し、今後の勤労者の所得保障政策に関する含意を引き出すことを目的とする。

具体的には、(1) 最低賃金の変動が、労働市場や世帯形成への影響を通じて、最終的な世帯所得の分布に及ぼす効果を検証し、反貧困策としての目的に照らして結果を評価する。さらに、(2) 生活保護制度が保障する最低生活費の水準が、生活保護受給者のうちの稼働可能と考えられるグループの被保護率ならびに就業率に及ぼす効果を検証し、勤労世帯に対する所得保障政策のあり方に関する課題を提示する。

### 3. 研究の方法

(1) 低所得世帯における最低賃金の役割を

明らかにするため、ミクロデータを用いて、地域別最低賃金が賃金率ならびに世帯所得でみた低所得層の削減をもたらすか否かという問いを検証する。

第1の分析として、『日本版 General Social Surveys (JGSS)』の2000年～2003年、2005年、2006年、2008年および2010年の8時点のミクロデータを用いた検証を行う。主にJGSSの就業と所得に関するデータに基づき、次の3つの変数に着目する。各地域の平均賃金に比した低賃金労働者を定義し、地域の最低賃金の相対的な水準が、低賃金労働者の状況の改善に資するか否かを検証する。JGSSの全サンプルについて、世帯年収を世帯人員数の平方根で除した等価世帯所得を計算し、その中央値の半分の水準に満たない個人を、相対的貧困にある者と定義する。そのうえで、最低賃金が相対的貧困確率に及ぼす効果を検証する。最低賃金については、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』に基づく平均賃金率に対する最低賃金の比(カイツ指標)を用いる。これは、地域の賃金分布で評価した最低賃金の相対的な水準を表す。

第2の分析では、大規模かつ代表性のある総務省『就業構造基本調査』の1997年、2002年、2007年および2012年のミクロデータを用いて、様々な基準による貧困層を定義し、最低賃金が稼働世代全体ならびに様々なサブグループの貧困確率に及ぼす効果を検証する。ここで、貧困の基準には、各年・各地域(級地)別の生活保護基準を用い、貧困基準に対する様々なカットオフポイントによる貧困確率を計算する。また、最低賃金の影響は、地域別最低賃金の対数形を用いている。65歳未満の全サンプルに加えて、若年層や働き盛り層、母子世帯の母親、低学歴層といった様々なグループについて、最低賃金の変動が、貧困確率に及ぼす効果を推計する。

(2) 市町村データを用いて、生活保護が保障する最低生活費の外生的な変動が、稼働世代ならびに様々なサブグループの就業率に及ぼす効果を検証する。最低生活費を構成する様々な扶助は、世帯類型や年齢、地域に応じて異なる基準が定められている。このうち、日常の生活費に充当される生活扶助には、級地制度と呼ばれる地域区分があり、全国の市町村は6つの区分にいずれかに割り当てられている。また、各級地間の格差は、1992年～2012年まで4.5%に固定されてきた。

分析には、最低生活費の外生的な変動が生じた状況を利用する。1999年度～2005年度の「平成の大合併」では、異なる級地に属する市町村間の合併が数多く生じた。この場合、1966年の通達に基づき、最も高い級地が適用されるため、下位の級地に属していた自治体では、生活扶助額の上昇が生じる。

本研究では、1995年～2010年の『国勢調査』を用いて、2000年～2005年に合併した自治体のうち、級地変更が生じた自治体を処

置群，級地変更がなかった自治体を比較群と定義する。そのうえで，差の差推定法を用いて，級地が上昇した自治体に固有の就業率の変動を推計する。これにより，公的扶助の給付の上昇が，稼働世代ならびに，様々なグループの就業率に与える効果を検証する。

#### 4. 研究成果

(1) 第1の分析結果は，次の3点にまとめられる。

都道府県の平均賃金の50%未満で定義される低賃金労働者の特徴は，概ね先行研究において指摘された最低賃金労働者に類似している。これらの低賃金労働者では，等価世帯所得に基づく相対的貧困率が高く，また等価所得が相対的貧困ラインを下回る雇用者のうちの半数以上が低賃金労働者である。したがって，従来指摘されるように，低賃金労働者は必ずしも貧困世帯に属していないが，貧困世帯に属する雇用者の多くは低賃金労働者であるといえる。

地域の平均賃金で評価した最低賃金が高いほど，雇用者が低賃金労働者である確率は低下する。本研究の低賃金労働のラインは平均的には地域の最低賃金の120%辺りに位置していることから，この効果は，最低賃金の引き上げが最低賃金以上の労働者に対して及ぼす波及効果を含んだものであると考えられる。

地域における最低賃金の相対的な上昇は，世帯所得でみた相対的な貧困に対して統計的に有意な効果を持たない。これは全世帯ベースのみならず，雇用者世帯に限った場合でも同様であった。ただし，最低賃金の上昇により，一部の労働者の雇用機会が失われる結果，その貧困解消の効果が相殺されるかどうかについては，確定的な証拠は得られなかった。

第2の分析結果も，第1の結果と概ね一致する。

生活保護制度の単身生活扶助費の等価世帯所得基準に基づく貧困率は，母子世帯，若年層や高校卒以下の世帯で，65歳未満の稼働世代の平均より高い。

様々な定式化により，最低賃金が貧困確率に及ぼす効果を検証した結果，稼働世代全体では，対数最低賃金の係数は多くの推定式において正であるが，統計的に有意ではない。また，母子世帯や若年層，低学歴層においても，その貧困確率に及ぼす効果は統計的に有意ではなかった。

以上の結果は，労働市場の価格規制では貧困の源泉たる世帯ベースの所得分配の制御は困難であり，貧困問題という所得分配上の課題には，一義的には税制や社会保障といった所得再分配政策で対応する必要があること，併せて，労働政策としては，稼働可能な個人に対する教育訓練などの方法が求められることを示唆している。

(2) 主な結果は次の通りである。

15～64歳の生産年齢人口全体，ならびに25～54歳の働き盛り層や55～64歳の高齢層については，2000年から2005年の市町村合併前後の期間において，処置群の就業率が低下する傾向は認められなかった。

勤労世代のなかでも貧困率や生活保護の受給傾向の高さが指摘される母子世帯および単身世帯に注目し，25～49歳の配偶関係別，性別の就業率を検証した結果，未婚の男女について，市町村合併前後の期間のみに，統計的に有意な就業率の低下が確認された。

2004年度から2006年度に合併したサンプルを用いて，2000年～2010年までの長期の効果をみると，25～49歳の未婚男女のみならず，死別・離別した男女の就業率が統計的に有意に低下したことも確認された。

以上の結果は，勤労世代における貧困と生活保護の受給が増加するなかで，就業インセンティブを考慮した所得保障政策を検討すべきであることを示唆している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

勇上和史，日本における最低賃金と所得分配，国民経済雑誌，査読無，第213巻第1号，2016，62-78

Kazufumi Yugami, Atsushi Morimoto, and Yoshiyuki Tanaka, Welfare Benefits and Labor Supply: Evidence from a Natural Experiment from Japan, RIETI Discussion Paper, 査読無，2017，近刊予定

[学会発表](計 10件)

Kazufumi Yugami, Atsushi Morimoto, and Yoshiyuki Tanaka, "Welfare Benefits and Labor Supply: Evidence from a Natural Experiment from Japan" 27<sup>th</sup> Annual Meetings of Society for the Advancement of Socio-Economics, 2015年7月3日，ロンドン(イギリス)

Kazufumi Yugami, Atsushi Morimoto, and Yoshiyuki Tanaka, "Welfare Benefits and Labor Supply: Evidence from a Natural Experiment from Japan", 日本経済学会2016年度春季大会，2016年6月19日，名古屋大学(愛知県)

Kazufumi Yugami and Yoshiyuki Tanaka, "The Impact of Minimum Wage on Income Distribution", 一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報センター「労働経済に関する研究会」，2016年11月5日，一橋大学(東京都)

〔図書〕(計 1 件)

勇上和史・田中喜行・森本敦志「貧困問題と生活保護政策」川口大司編『日本の労働市場』, 第 10 章, 有斐閣, 2017, 近刊予定

6. 研究組織

(1) 研究代表者

勇上和史 (YUGAMI, Kazufumi)  
神戸大学・大学院経済学研究科・准教授  
研究者番号: 90457036

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし